

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

## インドネシア向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成29年5月1日付け生食発0501第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29消安第211号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁179号水産庁長官通知）に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

## 1. 施設の名称、所在地及び法人番号

(保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。)

(日本語)

(英語)

(法人番号)

## 2. 施設の情報

	該当の有無 (※1)	登録番号等 (※2)
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		
対EU輸出水産食品に係る認定又は登録施設		

※1 登録申請施設が該当するものに○をつけること。

※2 許可証等の写しを添付すること。

## 3. 施設の連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。）

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

証明書発行機関名

住 所  
代 表 者

## インドネシア向け輸出水産食品施設登録（変更又は廃止）申請書

下記の施設について、「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成29年5月1日付け生食発0501第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29消安第211号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁179号水産庁長官通知）に基づき、関係書類を添えて登録（変更又は廃止）申請します。

記

(登録の場合)

登録確認番号	登録施設の名称	登録施設の所在地

(変更の場合)

登録番号	登録施設の名称	変更箇所

(廃止の場合)

登録番号	登録施設の名称	登録施設の所在地

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インドネシア向け輸出水産食品登録施設登録事項の変更確認申請書

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成29年5月1日付け生食発0501第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29消安第211号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁179号水産庁長官通知）に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後の登録事項について公表することを了承します。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地
3. 変更事項

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インドネシア向け輸出水産食品登録施設の廃止確認申請書

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成29年5月1日付け生食発0501第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29消安第211号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁179号水産庁長官通知）に基づき、下記施設の登録の廃止確認を申請します。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### インドネシア向け輸出水産食品証明書発行申請書

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成29年5月1日付け生食発0501第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29消安第211号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁179号水産庁長官通知)に基づき、下記輸出水産食品に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

#### 記

##### 1. 輸出水産食品の詳細

- (1) 輸出者の名称、所在地（郵便番号を含む。）、連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）（別紙様式6の1.5関係）
- (2) 輸入者の名称、所在地（郵便番号を含む。）、連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）（別紙様式6の1.6関係）
- (3) 原産地域（別紙様式6の1.7、1.12a、b及び誓約事項キ関係）
  - 天然  
国名及び漁獲水域
  - 養殖  
養殖場の名称
  - 住所
- (4) 登録施設の登録番号（別紙様式6の1.2関係）
- (5) 登録施設の名称及び所在地
- (6) 出港地（別紙様式6の1.8関係）
- (7) 出港日（別紙様式6の1.9関係）
- (8) 輸送方法（以下のア. からウ.までのいずれか1つにチェック）（別紙様式6の1.10関係）
  - ア. 航空機 イ. 船舶 ウ. その他
- (9) 輸送機関の名称（航空機の便名、船舶の名称等）（別紙様式6の1.10関係）
- (10) 輸送経路と方法（別紙様式6の1.10関係）

- (11) 輸出水産食品の名称 (別紙様式6の1.11.a関係)
- (12) 輸出水産食品のHSコード (別紙様式6の1.11.b関係)
- (13) 正味重量 (別紙様式6の1.11.c関係)
- (14) 輸出水産食品に係る学名及び英名 (別紙様式6の1.12.c.及びd関係)
- (15) 処理方法 (ラウンド、ドレス、フィレ等) (別紙様式6の1.12.e関係)
- (16) 製品温度 (次のア. からウ.までのいずれか1つにチェック) (別紙様式6の1.13関係)
  - ア. 常温 イ. 冷蔵 ウ. 冷凍
- (17) 梱包数 (別紙様式6の1.13関係)
- (18) コンテナ番号 (別紙様式6の1.14関係)
- (19) 梱包方法 (別紙様式6の1.15関係)
- (20) 用途 (次のア. からカ.までのうち該当するものにチェック) (別紙様式6の1.16関係)
  - ア. 缶詰製品の原料
  - イ. 再輸出を目的とした原料
  - ウ. 伝統的水産加工物 (保存用) の原料
  - エ. 食品強化剤、添加物
  - オ. ホテル、飲食店、食料品店で消費するもの
  - カ. その他
- (21) 有効期限 (消費又は賞味期限) (別紙様式6の1.17関係)

## 2. 官能検査実施結果

品質確認者氏名 官能検査実施日

## 3. 同一の登録施設で加工等された製品の衛生管理に係る記録

なし・あり (ありの場合、衛生証明書の発行日及び証明書番号を記入)

## 4. 誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法 (昭和29年法律第61号) 第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) インドネシア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ア. 輸出品は、登録施設において加工等がなされたものであること。
  - イ. 漁船での漁獲、船上処理、陸揚げ後処理、加工処理及び冷凍・解凍時において、漁船、陸揚げ地及び使用する機器が清潔に保たれ、清浄な水が製造され、水産物が病原細菌や有害物質、有害小動物からの汚染を受けないように取り扱われていること。
  - ウ. 関係する食品等事業者によって、衛生プログラムが継続的に実施され、かつ、コードックスにおいて定めている食品衛生の一般的原則に関する規則に規定された要件に従

- い、処理、製造、加工、識別、保管及び輸送がなされていること。
- エ. 輸出品は、所管官庁の監視指導の下で、食品衛生法等の日本国内の法令を遵守して生産、加工等がなされたものであり、食用に適していること。
- オ. (輸出製品が養殖由来の場合) 「養殖生産工程管理手法 (GAP 手法) の手引き」に基づき、導入する種苗等の管理、飼・餌料等の管理、水産動物用医薬品の管理等が実施されていること。
- カ. OIE (国際獣疫事務局) が定める基本バイオセキュリティ条件を含む、原産国の国内水生動物衛生プログラム及び監視プログラムに基づいていること。(水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号) 及び持続的養殖生産確保法 (平成 11 年法律第 51 号) に基づき、養殖等が水産防疫上適切に実施されていること。)
- キ. 当該輸出水産食品には、OIE リスト疾病がみられないこと。(輸出の都度、別添 3 及び別添 4 に規定する検査が実施され、OIE リスト疾病の感受性種について、感染症による潰瘍、白斑等の目に見える異状が認められないこと。)
- ク. 当該輸出水産食品が養殖由来の場合は、OIE 基準に準じて疾病がないと認められた (少なくとも過去 2 年間、OIE リスト疾病の発生報告がない) 国、地域又は養殖場で生産されたものであること。

## 5. 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）

### (申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること（2. を除く。）。
2. 「原産地域」中の「漁獲水域」については、別添 5 に示す FAO 漁獲統計海区に準じて記入すること。
3. 「輸出水産食品の名称」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあっては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。
4. 申請時にコンテナ番号が不明である場合には、証明書発行までに別途証明書発行機関に對して届出を行うこと。

*HEALTH CERTIFICATE FOR FISH AND FISHERY PRODUCT INTENDED FOR HUMAN CONSUMPTION  
EXPORTED TO REPUBLIC OF INDONESIA*  
SERTIFIKAT KESEHATAN IKAN DAN PRODUK PERIKANAN UNTUK TUJUAN KONSUMSI MANUSIA YANG  
DIEKSPOR KE REPUBLIK INDONESIA

<p>1.1. <i>Number of Certificate/</i> Nomor Sertifikat:</p>	<p>1.2. <i>Indonesian Register Number/</i> Nomor Register Indonesia:</p>	<p>1.3. <i>Indonesian Import Licence Number/</i> Nomor Izin Pemasukan Hasil Perikanan Indonesia:</p>
<p>1.4. <i>Center/National Competent Authority/Otoritas Kompeten Nasional</i> <i>Local Competent Authority Issued/Diterbitkan oleh Otoritas Kompeten Lokal</i></p>		
<p>1.5. <i>Consignor/Pengirim:</i> <i>Name/Nama:</i> <i>Address/Alamat:</i>  <i>Post code/Kode pos:</i> <i>Telp/fax/e-mail:</i></p>	<p>1.6. <i>Consignee/Penerima:</i> <i>Name/Nama:</i> <i>Address/Alamat:</i>  <i>Post code/Kode pos:</i> <i>Telp/fax/e-mail:</i></p>	
<p>1.7. <i>Country of origin/Negara Asal:</i> <i>Region of Origin/Wilayah asal:</i> <i>Approval number/Nomor approval:</i> <i>Name of Manufacturing plant/Nama Unit pengolahan:</i> <i>Address/Alamat:</i></p>		
<p>1.8. <i>Place of Loading/Tempat Muat Barang:</i></p>	<p>1.9. <i>Date of Departure/Tanggal Keberangkatan:</i></p>	
<p>1.10. <i>Means of transport/Alat Transportasi yang digunakan:</i></p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> <i>Aeroplane/Pesawat</i>      <input type="checkbox"/> <i>Ship/Kapal Laut</i>      <input type="checkbox"/> <i>Road Vehicle/Angkutan Darat</i>      <input type="checkbox"/> <i>Others/Lainnya</i></p> <p><i>Identification of Transport/Identifikasi Transportasi:</i></p> <p><i>Transport route and methods/Rute Perjalanan dan cara pengangkutan:</i></p>		
<p>1.11. a. <i>Description of Commodity/Rincian jenis komoditas atau hasil perikanan:</i></p>		
<p>b. <i>Commodity Code (HS Code)/Kode HS:</i></p>		
<p>c. <i>Quantity/Jumlah barang:</i></p>		
<p>1.12. <i>Identification of Commodities/Identifikasi Komoditas:</i></p>		
<p>a. <input type="checkbox"/> <i>Cultured/Hasil budidaya</i></p>	<p>b. <input type="checkbox"/> <i>Wild/Hasil tangkapan</i></p>	

c. <i>Scientific Name</i> /Nama Ilmiah:		d. <i>Common Name</i> /Nama Dagang:
e. <i>Type of Treatment/Bentuk:</i>		
1.13. <i>Temperature of Product/Suhu Produk</i> <input type="checkbox"/> <i>Ambient/Suhu ruang</i> <input type="checkbox"/> <i>Chilled/Segar</i> <input type="checkbox"/> <i>Frozen/Beku</i>	1.13. <i>Number of Package/Jumlah Kemasan:</i>	
1.14. <i>Identity of Container/Identitas Kontainer:</i>	1.15. <i>Type of Packing/Jenis Kemasan:</i>	
1.16. <i>Purposes/Tujuan/Maksud:</i> <input type="checkbox"/> <i>Raw material for fish canning industry/Bahan baku industri pengalengan ikan</i> <input type="checkbox"/> <i>Raw material of Fish industry for re-export/Bahan baku industri untuk dieksport kembali</i> <input type="checkbox"/> <i>Raw material for traditional processing/Bahan baku pengolahan tradisional</i> <input type="checkbox"/> <i>Fortification and food enrichment raw material/Bahan baku fortifikasi (pengkayaan makanan)</i> <input type="checkbox"/> <i>Consumption of hotel, restaurant, and modern market/Konsumsi hotel, restoran, dan pasar modern</i> <input type="checkbox"/> <i>Others/lainnya</i>		
1.17. <i>Validity Period/Masa Berlaku:</i>		

<i>Part II. Certification/Bagian II Sertifikasi</i>	II. <i>Health Attestation/Pemnyataan Kesehatan</i>	<i>Health Certificate Number/Nomor Sertifikat Kesehatan</i>
	II. <i>Public Health Attestation/Pemnyataan Kesehatan Umum</i> <p><i>I, I, the undersigned, declare that/Saya, yang bertanda tangan, menyatakan bahwa:</i></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><i>The products described above originate from (an) establishment(s) that has been approved by or determined to be in good regulatory standing with the competent authority in the exporting country/ produk yang tersebut di atas berasal dari Unit Penanganan /Pengolahan Ikan yang telah disetujui oleh atau memenuhi peraturan Otoritas kompeten Negara pengekspor.</i></li> <li><i>Have been caught and handled on board vessels, landed, handled and where appropriate prepared, processed, frozen and thawed hygienically in compliance with requirements of Good Handling Practices (GHP)/ Telah ditangkap dan ditangani dikapal, didarangkan, ditangani dan bila sesuai, disiapkan, diproses, dibekukan dan dilelehkan secara higienis sesuai dengan persyaratan Cara Penanganan Ikan yang Baik.</i></li> <li><i>Have been handled, prepared or processed, identified, stored and transported under a competent sanitary program consistently implemented and in accordance with the requirements laid down in Codex Code of Practice for Fish and Fishery Products/telah ditangani, disiapkan atau diolah, diidentifikasi, disimpan dan diangkut sesuai program sanitasi yang diterapkan secara konsisten sesuai dengan persyaratan yang tertuang dalam Pedoman Codex untuk Ikan dan Produk Perikanan.</i></li> <li><i>The product were under the supervision and inspection by inspection agency in origin country and not found any pathogenic bacteria, harmful substance and fit for human consumption/produk telah disupervisi dan diinspeksi oleh lembaga inspeksi Negara asal dan tidak ditemukan bakteri pathogen, bahan berbahaya serta sesuai untuk konsumsi manusia.</i></li> <li><i>If the fishes and products thereof from aquaculture origin have been implementing programs Good Aquaculture Practices (GAP)/ Jika ikan dan produknya berasal dari budidaya, telah menerapkan program Cara Budidaya Ikan yang Baik.</i></li> <li><i>The products have been under National Aquatic Animal Health Program and surveillance program in origin country that includes basic biosecurity conditions consistent with OIE (International Office of Epizootic) Aquatic Animal Health Code/ produk telah memenuhi program</i></li> </ol>	

	<p>kesehatan hewan dan program surveilan di Negara asal termasuk kondisi biosecuriti dasar sesuai dengan OIE (International Office of Epizootic) kode kesehatan hewan budidaya.</p> <p>7. <i>Fishes and products thereof free from diseases in accordance with the relevant OIE list diseases/</i> Ikan dan produk perikanan bebas dari penyakit ikan sesuai daftar penyakit ikan OIE</p> <p>8. <i>The farmed fishes and their products originate from a country/territory, zone or compartment declared free from diseases in accordance with relevant OIE standard by the competent authority of my country.</i> Ikan hasil budidaya dan produk turunannya yang berasal dari negara/kawasan, zona atau kompartemen yang dinyatakan bebas dari penyakit sesuai dengan otoritas kompeten negara saya</p>
	<p><i>Official Inspector/Inspektor</i> yang ditunjuk secara resmi oleh Pemerintah</p> <p><i>Name (in capital letters)/</i> Nama (pakai huruf besar) :</p>
	<p><i>Date/Tanggal:</i> <span style="float: right;"><i>Qualification and title/Kualifikasi dan Gelar:</i></span></p>
	<p><i>Seal (stamp)/Cap Stempel:</i> <span style="float: right;"><i>Signature/Tanda Tangan:</i></span></p>

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### インドネシア向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 29 年 5 月 1 日付け生食発 0501 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29 消安第 211 号農林水産省消費・安全局長通知、29 水漁 179 号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1. 製品輸出水産食品の詳細

(1) 輸出者の名称、所在地及び連絡先 (電話番号、FAX 番号及びメールアドレス)

(別紙様式 6 の 1.5 関係)

(2) 輸入者の名称、所在地及び連絡先 (電話番号、FAX 番号及びメールアドレス)

(別紙様式 6 の 1.6 関係)

(3) 原産地域 (別紙様式 6 の 1.7、1.12a 及び b 並びに誓約事項キ関係)

天然

国名及び漁獲水域

養殖

養殖場の名称

住所

(4) 登録施設の登録番号 (別紙様式 6 の 1.2 関係)

(5) 登録施設の名称及び所在地

(6) 出港地 (別紙様式 6 の 1.8 関係)

(7) 出港日 (別紙様式 6 の 1.9 関係)

(8) 輸送方法 (以下のア. からオ. までのいずれか 1 つにチェック) (別紙様式 6 の 1.10 関係)

ア. (航空機、 イ. 船舶、 ウ. その他)

(9) 輸送機関の名称 (航空機の便名、船舶の名称等) (別紙様式 6 の 1.10 関係)

(10) 輸送経路と方法 (別紙様式 6 の 1.10 関係)

- (11) 輸出水産食品の名称（別紙様式6の1.11.a関係）
- (12) 輸出水産食品のHSコード（別紙様式6の1.11.b関係）
- (13) 正味重量（別紙様式6の1.11.c関係）
- (14) 輸出水産食品に係る学名及び英名（別紙様式6の1.12.c及びd関係）
- (15) 処理方法（ラウンド、ドレス、フィレ等）（様式6の1.12.e関係）
- (16) 製品温度（以下のア.からウ.までのいずれか1つにチェック）（別紙様式6の1.13関係）
  - ア. 常温 イ. 冷蔵 ウ. 冷凍
- (17) 梱包数（別紙様式6の1.13関係）
- (18) コンテナ番号（別紙様式6の1.14関係）
- (19) 梱包方法（別紙様式6の1.15関係）
- (20) 用途（以下のア.からカ.までの該当するものにチェック）（別紙様式6の1.16関係）
  - ア. 缶詰製品の原料
  - イ. 再輸出を目的とした原料
  - ウ. 伝統的水産加工物（保存用）の原料
  - エ. 食品強化剤、添加物
  - オ. ホテル、飲食店、食料品店で消費するもの
  - カ. その他
- (21) 有効期限（消費又は賞味期限）（別紙様式6の1.17関係）

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

殿

申請機関名

所 在 地

代 表 者

印

インドネシア向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成29年5月1日付け生食発0501第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29消安第211号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁179号水産庁長官通知）に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

生食発第	号
消安第	号
水漁第	号
年 月	日

申請機関長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長	印
農林水産省消費・安全局長	印
水産庁長官	印

### インドネシア向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成29年5月1日付け生食発0501第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29消安第211号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁179号水産庁長官通知）に基づき、下記機関を証明書発行機関として認定します。

記

1. 機関の名称、所在地及び代表者名
2. 認定番号

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
農林水産省消費・安全局長 殿  
水産庁長官

申請機関名  
住 所  
代 表 者 印

インドネシア向け輸出水産食品証明書発行機関の認定事項変更申請書

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 29 年 5 月 1 日付け生食発 0501 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29 消安第 211 号農林水産省消費・安全局長通知、29 水漁 179 号水産庁長官通知）に基づき、下記機関の申請事項の変更について、関係書類を添えて申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. 変更事項

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部長  
農林水産省消費・安全局長 殿  
水産庁長官

申請機関名  
住 所  
代 表 者 印

インドネシア向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 29 年 5 月 1 日付け生食発 0501 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、29 消安第 211 号農林水産省消費・安全局長通知、29 水漁 179 号水産庁長官通知）に基づき、証明書発行機関として認定の取消しを受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号

(別紙様式 12)

年 月 日

證明書発行機関長 殿

輸出者

## 住所

氏名

印

### 電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

## 食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

## 1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

### メールアドレス:

※ 上記担当者が、当該年度に係る証明書の申請手続を行うものとする。

## 2. 輸出計画

年 月 日

## インドネシア向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

登録施設及び 登録番号		輸出水産食 品の名称	
輸出予定 年月日		品質確認者 氏名	

## 1. 検査対象物の確認

判定基準	品質確認者氏名
OIE リスト疾病の感受性種ではないこと。	

※ 品質確認者は、OIE リスト疾病の感受性種については、農林水産省のホームページに別途掲載されている情報を確認し、輸出水産食品が OIE リスト疾病の感受性種に該当しない場合は、署名すること。

## 2. 官能検査

## (1) 外観の確認が可能な食品の判定基準

項目	判定基準	品質確認者氏名
外観	感染症による潰瘍、白斑等目に見える異状が認められないこと。	

※ 品質確認者は、OIE リスト疾病の感受性種について、官能検査を実施し、署名すること。

## (2) 外観の確認が困難な食品の確認

判定基準	品質確認者氏名
① 加熱加工されていること。 (製造工程表等により確認) (例 1) 密封の状態で加熱殺菌された製品 (121°C 3.6 分間) (例 2) 低温殺菌された製品 (90°C 10 分間) (例 3) 機械で乾燥された内臓除去製品 (100°C 30 分間) (例 4) 魚油、魚粉	
② 原材料が (1) の判定基準を満たしていること。 (誓約等により確認)	

※ 上記①、②のいずれかを満たしていること。

## 3. 養殖場の確認（輸出品が養殖由来の場合）

判定基準	品質確認者氏名
少なくとも過去 2 年間、OIE リスト疾病の発生報告がないこと。	

※ OIE リスト疾病の国内における発生状況については、農林水産省のホームページに別途掲載されている情報を輸出の都度確認すること。